



富山市上下水道局告示第237号

神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について

神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和7年9月17日から2週間、富山市上下水道局下水道課において縦覧に供する。

令和7年9月16日

富山市上下水道事業管理者
前田 一士



- 1 神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日
令和7年10月1日
- 2 下水を排除する区域及び終末処理場による下水を処理する区域
石坂新、安養坊、寺町、鶴島、羽根、田尻、住吉、北代、長岡、中老田、東老田、婦中町砂子田、婦中町速星、婦中町鶴坂、婦中町上轡田、婦中町下轡田、婦中町田島、婦中町分田、婦中町田屋、婦中町広田、婦中町蔵島、婦中町添島、婦中町ねむの木、婦中町菘島、婦中町持田、婦中町小長沢、婦中町羽根、婦中町小倉、婦中町高日附、婦中町千里、八尾町石戸、八尾町福島、八尾町三田、八尾町井田の一部
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用を開始する排水施設の位置
別紙のとおり
- 4 神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
射水市海竜町地内 神通川左岸浄化センター

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）



富山市上下水道局告示第238号

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域について

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の対象区域を定めたので、富山市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年富山市条例第299号）第6条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和7年9月17日から2週間、富山市上下水道局下水道課において縦覧に供する。

令和7年9月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士



- 1 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する年月日
令和7年12月1日
- 2 富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域
石坂新、安養坊、寺町、鶴島、羽根、田尻、住吉、北代、長岡、中老田、東老田、婦中町砂子田、婦中町速屋、婦中町鶴坂、婦中町上轡田、婦中町下轡田、婦中町田島、婦中町分田、婦中町田屋、婦中町広田、婦中町蔵島、婦中町添島、婦中町ねむの木、婦中町萩島、婦中町持田、婦中町小長沢、婦中町羽根、婦中町小倉、婦中町高日附、婦中町千里、八尾町石戸、八尾町福島、八尾町三田、八尾町井田の一部
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する排水施設の位置
別紙のとおり

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）